

マネージメント・レター No.210

平成19年度税制改正大綱

昨年12月に平成19年度の税制改正大綱が発表されました。

中小企業にとって関心の高い主な改正項目としては、次のものが挙げられます。

①減価償却制度

既存の資産については償却可能限度額を撤廃、また、新規に取得する資産については法定耐用年数内での100%償却を可能にしています。

②特定同族会社の留保金課税制度

資本金1億円以下の中小特定同族会社は、留保金課税の適用対象から除外されることとなりました。

③役員給与関連

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度については、平成19年4月1日以降に開始する事業年度から、適用除外基準である基準所得金額を1,600万円に引き上げることとなりました。また、損金算入が可能な定期同額給与に職務上の地位の変更等により改定がされた場合が明確化され、事前確定届出給与の届出期限は、役員給与にかかる定めに関する決議をする株主総会等の日から1月を経過する日(会計期間開始後4月まで)となりました。

この大綱によると、今回の税制改正による減税のうち多くは企業向けとなっています。個人向けの改正項目として注目されるのは、住宅ローン減税が平成20年まで延長され、控除期間が10年と15年の選択制になったことが挙げられます。

しかし、今年は所得税の定率減税が廃止されるため、個人の税負担はそれほど軽くないと思われる。

 **今月のワンポイント** 

サラリーマンの還付申告が始まりました。早めの資料の整理整頓をお願いいたします。